

# 平成24年度3R関連予算案の概要

平成23年12月28日  
経済産業省  
産業技術環境局  
リサイクル推進課

## 【1. 予算】

24年度政府原案額 23年度予算額

### I. 3R分野の国際展開の推進

(1) 環境・医療分野等の国際研究開発・実証プロジェクト(うちリサイクル分野)	(一般)	2,445,000千円	2,440,000千円
		の内数	の内数
		<リサイクル推進課>	<リサイクル推進課>
		(NEDO交付金)	(NEDO交付金)

我が国企業が有する環境・医療分野等の高い技術力をアジアを始めとする海外市場に展開するためには、相手国の個別具体的な技術ニーズに対してデモンストレーション(実証)を行い、実際に現地でも技術の有効性を証明することが必要。そのため、我が国企業・大学等によるコンソーシアムを形成し、相手国現地において、研究開発・実証を行う。

(2) インフラ・システム輸出促進調査等委託費(うちリサイクル分野)	(一般)	1,600,000千円	649,440千円
		の内数	の内数
		<リサイクル推進課>	

※上記のほか第3次補正予算  
3,994,266千円(内数)あり

世界のインフラ・システム需要を獲得し、外需を取り込むことで我が国の成長・再生を図るべく、インフラ・システム輸出案件候補について事業実施可能性調査を実施する。具体的には、案件が組成される前段階から、我が国技術の優位性を活かし、相手国のニーズにも応えた提案を行うことで、我が国の受注につながる案件を組成し、また相手国政府・自治体・企業等との連携を促進する。

### II. 3R分野の環境整備

(1) 地球温暖化問題等対策調査(うち3R分野)	(一般)	371,795千円	417,823千円
		の内数	の内数
		<リサイクル推進課>	

資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法の円滑な施行のために必要な調査、レアメタルのリサイクル促進策の検討、既存法制度の見直しや新たな支援措置等の企画立案に必要な調査を実施する。

### III. 3R分野の技術開発の推進

(1) 資源循環実証事業	(一般)	117,503千円	146,879千円
		<リサイクル推進課>	

資源制約の克服と環境と調和した持続的な循環型社会の形成をめざし、使用済製品のリサイクルシステムを確立するため、使用済製品を効率的かつ経済的に回収し再資源化するための技術開発やシステム実証を実施する。

24年度は、リサイクルによるレアメタルの供給確保を図る観点から、自動車製造等に不可欠な超硬工具からのタングステンリサイクルを促進するための技術開発やシステム実証を支援する。

(2) リサイクル優先レアメタルの回収技術開発	(一般)	99,970千円	<新規>
		<鉱物資源課>	

我が国経済主体の事業活動及び国民生活に不可欠なレアメタルのうち、リサイクルによって優先的に回収し供給を確保すべきもの(特にタンタルとコバルト)について、効率的かつ低コストで回収し、抽出するための技術開発を行う。

(3) 希土類金属等回収技術研究開発	(一般)	79,939千円	159,992千円
		<鉱物資源課>	

今後普及拡大が見込まれるレアアース等を主成分とした工業製品で、製造工程で排出される不要物のうち技術的・経済的にレアアースの抽出が困難なものについて、レアアースのリサイクル技術の研究開発を行う。具体的には、液晶パネル用ガラス、ハードディスク用ガラスの製造工程等で使用された低品位状態のレアアースを高品位化し再利用するための技術開発を実施する。

(4) 希少金属代替材料開発プロジェクト	(一般)	820,000千円	741,500千円
		<非鉄金属課>	<非鉄金属課>
		(NEDO交付金)	(NEDO交付金)

IT製品など高付加価値製品の製造に必要不可欠であり、入手困難になりつつある希少金属(レアメタル)につき、ナノテクノロジー等の先端技術等を活用し、一製品当たりの使用量を現状から低減、材料の代替及びリサイクルを図るための基盤技術を確立する。

(5) レアアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業(うちリサイクル分野)	(一般)	—	8,500,000千円の内数
		<非鉄金属課>	

※平成23年度第三次補正予算

レアアース・レアメタルの使用量削減をサプライチェーン全体で推進し、最終製品におけるレアアース・レアメタルの使用量削減を加速させるため、省・脱レアアース・レアメタル技術開発や、レアアース・レアメタル利用部品から省・脱レアアース・レアメタル部品への代替に伴って必要となる製品設計開発、実証研究、試作品製造、性能・安全性評価を支援する。また、レアアース・レアメタルのリサイクル、供給源多様化に資するレアアース・レアメタルの分離精製技術に対しても支援を行う。

### IV. 循環ビジネスの推進

(1) 資源有効利用促進等資金利子補給金	(一般)	21,596千円	26,995千円
		<リサイクル推進課>	

事業者が、金融機関から1億円以上の融資を受け、3Rの促進に資する設備の設置・改善等を行う場合に、事業者の金利負担を軽減するため、融資残高の0.4%を上限として、金融機関に利子補給金を交付する。

## 【 2 . 融 資 】 融 資 制 度 の 概 要

### ■日本政策金融公庫中小企業事業（旧中小企業金融公庫）（中小企業対象\*）

貸付資金限度	直接貸付：7億2千万円 （長期運転資金については、2億5千万円を上限とする） 代理貸付：1億2千万円
貸付金利	基準利率（4億円超） 特別利率②（4億円まで） （ただし、下記対象事業のイに係るもののうち優良認定業者、無害化処理認定業者、熱回収認定業者（見込みである者を含む）のいずれかに該当する者、及びロに係るもののうち優良認定業者に該当する者については特別利率③）
貸付期間	設備資金：15年以内（据置期間は2年以内） 長期運転資金：原則5年以内、特に必要と認められる場合7年以内（据置期間は1年以内、特に必要と認められる場合2年以内）
問い合わせ先	東京支店中小企業事業営業第一部 TEL：03-3270-1282
対象事業	イ）産業廃棄物の処理関連施設 ロ）廃棄物の排出を抑制するために必要な関連施設及び廃棄物、使用済み物品等若しくは生産活動に伴う副産物を原材料として利用するために必要な関連施設

\* 中小企業向けの長期事業資金

### ■日本政策金融公庫国民生活事業（旧国民生活金融公庫）（中小企業対象\*）

貸付資金限度	直接貸付：7千2百万円 （運転資金については、4千8百万円を上限とする）
貸付金利	特別利率② （特別利率③の適用条件については中小企業事業と同じ）
貸付期間	中小企業事業と同じ
問い合わせ先	国民生活事業東京相談センター TEL：03-3270-4649
対象事業	中小企業事業と同じ

\* 個人企業や小規模企業向けの小口資金（生活衛生関係営業を含む）

- 融資対象は以下のとおり。規模については、資本金、従業員数のいずれかが該当すれば対象となる。

対象業種	対象規模
■ 製造業 *1、建設業、運輸業など	資本金3億円以下 又は 従業員300人以下
■ 卸売業	資本金1億円以下 又は 従業員100人以下
■ 小売業	資本金5千万円以下 又は 従業員50人以下
■ サービス業 *2（一部の業種は対象外）	資本金5千万円以下 又は 従業員100人以下

\*1 製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下。

\*2 サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。